

○厚生労働省令第六号

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第五条第四項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(浄水施設)  
第五条 浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければなら  
ない。  
一～七 (略)  
八 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあつ  
ては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。  
イ 濾過等の設備であつて、耐塩素性病原生物を除去すること  
ができるものが設けられていること。  
ロ 地表水を原水とする場合にあつては、濾過等の設備に加え  
、濾過等の設備の後に、原水中の耐塩素性病原生物を不活化  
することができ、当該紫外線処理設備が設けられていること。た  
だし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の  
濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであ  
る場合に限る。  
ハ 地表水以外を原水とする場合にあつては、原水中の耐塩素  
性病原生物を不活化することができ、当該紫外線処理設備が設け  
られていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外  
線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に  
支障がないものである場合に限る。  
九～十四 (略)  
2～8 (略)  
9 紫外線処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるもの  
でなければならぬ。  
一～三 (略)  
四 紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が  
設けられていること。ただし、地表水以外を原水とする場合に  
あつては、水の濁度の監視のための設備については、当該水の

改正前

(浄水施設)  
第五条 浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければなら  
ない。  
一～七 (略)  
八 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあつ  
ては、これらを除去することができる濾過等の設備が設けられ  
ていること。ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、こ  
の限りではない。  
イ 地表水を原水としないこと。  
ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線  
処理に支障がないものであること。  
ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができ、当該紫外  
線処理設備が設けられていること。  
九～十四 (略)  
2～8 (略)  
9 紫外線処理を用いる浄水施設は、次に掲げる要件を備えるもの  
でなければならぬ。  
一～三 (略)  
四 紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が  
設けられていること。ただし、水の濁度の監視のための設備に  
ついては、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないこと

五  
(略)  
濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。

五  
(略)  
が明らかである場合は、この限りではない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。